

議員提出第2号議案

足立区歯科口腔保健推進条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成29年2月22日

提出者

足立区議会議員	せぬま	剛
同	白石 正輝	
同	くぼた 美幸	
同	浅子 けい子	
同	長谷川 たかこ	
同	山中 ちえ子	
同	大竹 さよこ	

足立区議会議長 高山 のぶゆき 様

(提案理由)

区民の歯科口腔保健に関する施策を計画的に推進し、もって区民の健康寿命の延伸に資するため、本案を提出する。

足立区歯科口腔保健推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、区民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の向上に関し、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）の責務並びに公益社団法人東京都足立区歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、歯科医師等、区民、保健歯科医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者等の役割を明らかにするとともに、区の施策の基本的な事項を定めることにより、区民の歯科口腔保健に関する施策を計画的に推進し、もって区民の健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (1) 区民が自主的に日常生活において歯科口腔保健の向上に取り組む努力を支援促進すること。
- (2) 妊娠期から適切な健康教育、歯科健診及び予防対策を受けることができるよう環境整備を推進すること。

(区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する計画を策定するとともに、効果的かつ効率的に歯科口腔保健事業を実施するものとする。

(歯科医師会等の役割)

第4条 歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に携わる者は、基本理念にのっとり、区が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するものとする。

2 歯科医師会は、必要に応じて前項の施策に関して専門的な助言をす

るものとする。

(保健、医療、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第5条 保健、医療、福祉関係者及び教育に係る業務に携わる者であつて、歯科口腔保健に関する業務を行う者(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの担任する業務において歯科口腔保健の向上に努めるとともに、相互に連携し協働するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、歯科口腔衛生に関する正しい知識と理解を深め、自らとその養育監護する子の歯科口腔保健の向上に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(区長の責務と歯科口腔保健推進計画の策定)

第7条 区長は、健康寿命延伸に資する歯科口腔保健に関する施策を効果的かつ効率的に実施するため、歯科口腔保健推進計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の推進計画は、既定の計画をもって代えることができる。

3 区長は、新たに推進計画を定め又は変更する場合には、あらかじめ第4条及び第5条に定める者の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めた上でこれを策定し、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 区長は、推進計画に基づく施策を実施するに当たっては、第4条及び第5条に定める関係者等との連携協働体制の構築に配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。